

令和5年度 第1回美幌町行政改革推進委員会議案

と き 令和5年11月6日(月)
13時30分～

ところ 美幌町役場3階 第1・2委員会室

……次 第……

1 開 会

2 議 題

(1) 美幌町行政改革実施計画(第2次)における令和4年度の実施結果について

…資料1

(2) 令和5年度における主な取組について

①デジタル推進の取組

…資料2

②ふるさと寄附金の取組

…資料3

3 閉 会

美幌町行政改革推進委員会名簿

自 令和5年3月23日

至 令和8年3月22日

(敬称略)

氏名	区分	推薦団体等	備考
中川 寿一	団体推薦	美幌商工会議所	
采女 博安	団体推薦	美幌町自治会連合会	
吉村 謙一	団体推薦	美幌町農業協同組合	
礒崎 幸子	団体推薦	美幌町男女共同参画プラン推進協議会	
染谷 良	団体推薦	美幌町社会福祉協議会	
三浦 厚志	団体推薦	美幌町ボランティア連絡協議会	
下山 朋久	団体推薦	美幌町社会教育委員会議	
加藤 りん	一般公募		
長谷川 浩一	一般公募		
森 香織	一般公募		

○美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることができる。

3 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第9条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第 10 条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 12 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第 13 条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成 12 年美幌町条例第 4 号)、美幌町個人情報保護条例(平成 17 年美幌町条例第 29 号)又は美幌町特定個人情報保護条例(平成 27 年美幌町条例第 30 号)の規定に基づく処分に係る審査請求を審査するため必要があると認めるときは、当該各条例に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、関係する公文書、保有個人情報又は保有特定個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出されたものの公開を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第 1 項の審査請求を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報若しくは保有特定個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第 1 項の審査請求に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下この条において「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 5 審査請求人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 審査請求人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査請求人等は、第4項及び第5号の規定により審査会に提出された資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合においては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第78条の規定を準用する。
- 8 審査会の委員は、自己又はその親族からの審査請求の議事に加わることはできない。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第15条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係)

設置	附属機関名 (設置根拠法令 及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び 選任方法	主管部 局
町長	美幌町行政改革推進委員会	・美幌町の行政改革の推進に関する諮問事項の調査審議	10人以内	・町政について識見を有する者	3年	会長 委員 ※委員の互選	総務部

第2次美幌町行政改革実施計画

【令和4年度 実施結果】

1 事務事業の改善

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	令和4年度					年度計画				グループ	
					計画	結果	実績・効果	評価	削減額	収入額	R1	R2	R3		R4
(1)行政評価システムの運用	1	行政評価の継続実施	現在導入している行政評価を継続し、事業の有効性や進捗状況の検証を行うとともに、運用により明らかになった課題を整理し、随時、より良い制度へ見直しを行います。	・行政評価の継続実施、検証、制度の見直し	-						実施	→	完了	政策課 政策統計G	
	(2)質の高いサービスの提供	2	窓口サービスの向上	庁舎改築に伴いより利用しやすい窓口カウンターの整備を図るとともに、窓口利用者のニーズに的確に対応し、窓口サービスの向上を図ります。	・利用者の形態に合わせたカウンターの整備 ・窓口サービスの継続的改善	-						検討	実施	完了	総務課 総務G
3		申請手続きの簡素化・効率化	各種手続き時の電子申請を拡充し、申請手続きの町民負担軽減及び事務の効率化を進めます。	・簡易申請システムのスマートフォンへの対応等による利便性向上	実施	実施◎	新庁舎移転に伴う、各種届出等の手続き漏れを防ぐためチェックリストで他部局との連携を図った他、町民へのわかりやすい案内及び窓口混雑の対策として、番号交付機の活用や、マイナンバー特設窓口を設置するなどし、お客様への対応改善に努めた。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	戸籍保険課 戸籍年金G
					実施	実施◎	各種申請様式のダウンロードや健康診断、市民農園、その他イベントなどの申込に電子申請や簡易申請を活用している。 スマートフォンにも対応しており利便性は高い。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	総務課 総務G
(3)行政運営の効率化・適正化	4	事務改善等提案の募集	町民サービスの向上や事務の効率化のため、職員から事務改善等提案を募集し、職員の改善意識の高揚を図ります。	・提案に基づいた事業の実施	実施	実施◎	職員研修について、行政事務改善委員会内で議論し、さらに職員に対し、アンケートを実施した。その結果、職員がどのような研修を求めているかを把握することができ、今後の職員研修の参考にするとともに、内部講師での研修を実施検討することとした。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	総務課 総務G
	5	給食センター調理部門の業務委託	調理業務の民間委託により、安全な給食を安定して供給ができるかどうかについて、食物アレルギー対策や衛生管理対策に関して継続的に検証・検討を行い、民間委託の可否を判断します。	・調理部門の民間委託化	検討	検討△	民間委託を実施している施設への聴き取りを行い、メリット、デメリットについての検討を継続して実施した。 学校給食は、安全かつ安定的に供給する必要があり、さらに食中毒などの予防策、個に応じた食物アレルギーを持つ児童生徒の除去食等の日々の対応、異物混入対策等の検討課題が求められ、民間委託によってこの課題に対応していけるのかなど、効率化・適正化、さらに安全、安定的な供給について、引き続き、調査、検討を実施していく。	B 計画 どおり			検討	→	→	→	学校給食課 学校給食G
	6	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	災害発生時に行動する職員が、慌てず対応できるように、自ら防災意識を高めるとともに、各自が正しい知識を身につけられるようにマニュアルを整備します。	・各種マニュアルの見直し及び職員への意識付け	実施	一部実施○	3年に一度実施している美幌町総合防災訓練を通じて、災害発生時に行動する職員の避難所設営、運営に係る手順・行動の正しい知識を身につけられるよう努めた。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G
	7	業務継続計画(BCP)の策定	大規模災害発生時、人材や資材等に制約がある状況下において、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ決めておく「業務継続計画(BCP)」を策定します。	・業務継続計画(BCP)の策定	-						調査	実施	完了	危機対策課 危機対策G	

2 地域力の向上

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	令和4年度					年度計画				グループ		
					計画	結果	実績・効果	評価	削減額	収入額	R1	R2	R3		R4	
(1)町民との協働の推進	8	広報・広聴機能の充実	情報提供及び情報共有はまちづくりの基本であるため、的確に適切な方法での情報提供の推進と、広く町民の声を聴くための体制の充実及び意見交換の機会充実を図ります。	・町民ニーズに対応したまち育出前講座メニューの考案	実施	実施 ◎	新規メニューを追加した(R4年度2件)。今後も町民ニーズに対応したメニューの考案を図る。(R4年度末のメニュー数:98)	B 計画 どおり			実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G	
				・まち育講座の積極的な活用	実施	一部実施 ○	各所管部署において個別に情報提供をしている実態や、今後の社会情勢を踏まえ、まち育出前講座としての情報提供手法のあり方を検討する。	C 計画 を下回る			実施	→	→	→	政策課 政策統計G	
				・広報やHP、SNS等を活用した町政情報の発信	実施	実施 ◎	毎月の広報誌をはじめ、各担当で記事の作成や修正ができるHPの運用、FacebookやLINE、地デジ広報サービスによる迅速な情報発信など、媒体の特性を活かした情報発信をしている。	B 計画 どおり			検討	実施	→	→		町民活動課 広報相談G
				・町民満足度調査の実施	-							検討	完了			
	9	協働の推進	多様なニーズ、地域課題に対応するため、町と自治会や団体との協働によるまちづくりを推進します。	・おはようコール「旗の波」の実施	実施	実施 ◎	旗の波を実施し、64自治会、9団体、延べ1,881人の参加により、協働での交通安全運動に取り組んだ。(令和4年度実績 実施回数:3回)	B 計画 どおり			実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G	
				・歳末特別警戒街頭啓発の実施	実施	実施 ◎	関係団体と美幌警察署の合同で、79名の参加により町内スーパー3店舗において啓発を行った。(令和4年度実績 実施回数:1回)	B 計画 どおり			実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G	
	10	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	町民主体のまちづくりの実現に向け「まちづくり活動奨励事業」の活用により、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりを推進します。また、各芸術鑑賞公演の実行委員会が継続的に活動できるよう推進します。	・まちづくり活動奨励事業の活用促進	実施	実施 ◎	びほろの活力共創事業において、新規事業1件、継続事業4件を認定し、補助を行った。(5件1,311千円)	B 計画 どおり			実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G	
				・家族が一緒に楽しめる公演開催に係る実行委員会の育成、支援	実施	実施 ◎	令和4年度は、実行委員会と協力し、「それいけ！アンパンマン」の主題歌等を歌う「ドリミング」を招へいし親子でコンサートを楽しむ機会づくりを行った。	B 計画 どおり	-	-	実施	→	→	→	社会教育課 文化振興G	
	11	地域サポーター制度のあり方検討	有効に活用されていない地域サポーター制度について、活用方法や制度のあり方も含め検討します。	・地域サポーター制度のあり方検討	実施	実施 ◎	地域サポーター制度に変わる新たな制度として令和2年度から「美幌町まちづくりミーティング」を制度化し、行政と町民の意見交換の場を確保した。令和4年度は町民団体と5回の開催となった。	B 計画 どおり			完了	実施	→	→	町民活動課 広報相談G	
	12	男女共同参画の推進	多様化する行政ニーズに対応するため、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できる環境を整えます。	・広報、啓発活動による理解の促進	実施	実施 ◎	男女共同参画プラン協議会による自主研修のほか、女性プラザ講演会の参加など、男女共同参画に対する理解促進に努めた。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G	
				・審議会等委員に占める女性の割合を30%以上確保	実施	一部実施 ○	目標の30%を下回ってしまったが、引き続き周知や環境整備等を行い、目標値の達成及び維持に努める。(令和4年4月1日現在 27.27%)	C 計画 を下回る			実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G	
	(1)町民との協働の推進	13	地域防災体制の充実	災害時に円滑な対応をするため、防災体制の更なる充実を図ります。また、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の未設置自治会に対して設置の促進を図り、自主防災組織の充実・強化を図ります。	・自治会や関係機関と連携した防災訓練の実施	実施	実施 ◎	自治会や関係機関とは定期的に打合せを実施し、さらに町総合防災訓練を実施し連携を図った。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G
・防災備蓄品の計画的備蓄、防災協定の締結による災害時の体制強化					実施	実施 ◎	美幌町災害時備蓄計画に基づき、計画的に備蓄品を購入した。また、ヤフー株式会社と協定を締結し、災害時の体制強化に努めた。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G	
・全自治会に自主防災組織の設置					実施	検討 △	設立組織は市街地自治会がほとんどであり、今後は農村部の組織結成に向け働きかけを行う必要がある。	C 計画 を下回る			実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G	

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	令和4年度					年度計画				グループ	
					計画	結果	実績・効果	評価	削減額	収入額	R1	R2	R3		R4
(1)歳入の確保	14	町税等の収納対策の強化	町税等収納向上対策方針に基づき、収納率の向上、滞納処分の強化に取り組み、各種未収金対策の充実を図ります。	・債務管理・回収実践型マニュアルの整備と適正な運用	実施	実施 ◎	令和2年度策定の「債務管理・実践型事務手続きマニュアル」の活用により、債務間の統一的な運用を図ることができた。	B 計画 どおり	-	-	検討	実施	→	→	税務課 納税G
				・各種債務間の意志統一及び情報共有並びに連携の強化	実施	実施 ◎	収納向上対策実務部会の開催や収納状況の報告、研修会参加などを通じて、各種債務間の情報共有・連携強化を図った。 ・部会開催 1回 ・債権収納状況報告 1回 ・研修会(対人折衝) 部会から2名参加	B 計画 どおり	-	-	実施	→	→	→	税務課 納税G
	15	税外収入の充実	自主財源を確保し、持続可能な財政運営を確立するため、ふるさと寄附金や、広報紙等への有料広告の掲載、未利用町有地の売払い等積極的に税外収入の確保を推進します。	・ふるさと寄附金事業の推進	実施	実施 ◎	本町独自の特設サイト「美幌町ふるさと納税応援サイト」や各種ポータルサイト、SNS等を活用した情報発信の強化と新規返礼品の追加による寄附の増収を図った。 (令和4年度実績 寄附件数40,034件、寄附金額408,249千円、謝礼品代73,625千円)	B 計画 どおり		408,249	実施	→	→	→	政策課 政策統計G
				・有料広告の掲載	実施	実施 ◎	町内学習塾の年間掲載のほか、宝くじ公式サイトなど様々な有料広告を掲載した。 (令和4年度実績 8件 190千円)	B 計画 どおり		190	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
				・未利用町有地の売払促進	実施	実施 ◎	未利用町有地については、対象地をホームページに掲載し、売払を進めた。 (令和4年度実績 1件 10,833千円)	B 計画 どおり		10,833	実施	→	→	→	財務課 契約財産G
	16	使用料・手数料の見直し	公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の定期的な見直しと減免措置の効果検証を行います。	・使用料・手数料の見直し	検討	一部実施 ○	原価計算や他自治体への調査を実施し、料金改定の必要性は認識したものの、新型コロナウイルス感染症や物価・エネルギー価格高騰による町民生活への影響を考慮し、令和5年度からの全庁的な料金改定は見送ることとした。 ただし、今後の財政状況や社会情勢の変化によっては速やかに見直しの検討を行う。	B 計画 どおり			実施	→	調査	検討	財務課 財務G
				・減免措置の目的と効果の検証、適正化	検討	一部実施 ○	使用料・手数料の見直しと並行して、引き続き検討を行う。	B 計画 どおり			実施	→	調査	検討	財務課 財務G
				・町外者利用による割増料金の実施	検討	一部実施 ○	使用料・手数料の見直しと並行して、引き続き検討を行う。	B 計画 どおり			実施	→	調査	検討	財務課 財務G
	(2)歳出の抑制	17	経費の削減	内部管理費などの削減に努め、更なる経費削減の取組を進めます。	-	-					検討	完了			総務課 総務G
					・新庁舎を環境配慮とライフサイクルコストを抑えるZEB※庁舎として建設	実施	実施 ◎	高圧電力15施設において、電力供給入札を実施し、経費削減を行った。	B 計画 どおり	20,181	実施	→	→	→	総務課 総務G
18		補助金・負担金 の見直し	限られた財源を有効に活用するため、事業の目的、効果、成果を検証し、補助金及び負担金の見直しを行います。	・補助金等の整理、合理化	検討	実施 ◎	実績に基づいて補助金額が算出される、一部の補助金を助成金に変更することによって整理を行い、業務の簡素化を行った。	B 計画 どおり			調査	調査	→	検討	総務課 総務G
	・補助金等の整理、合理化			検討	検討 △	関係団体との調整など課題が多く見直しが進んでいないが、第3次財政運営計画に基づく今後の財政見通しや行政評価の結果を考慮し、適切な見直しが必要と考える。	C 計画 を下回る			調査	調査	→	検討	財務課 財務G	
(3)財政の 自立性確保	19	健全な財政運営 の推進	将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、第2次財政運営計画を推進するとともに、国、道の補助金等の依存財源について積極的な活用を推進します。 また、交付税措置のある有利な地方債の活用を推進します。	・第2次財政運営計画の推進	実施	実施 ◎	第3次財政運営計画(令和5~14年度)を策定した。	B 計画 どおり			実施	調査	→	実施	財務課 財務G
				・国や道の補助金の積極的活用	実施	実施 ◎	公共施設の整備等を進めるにあたって、国や道の補助金を最大限に活用した。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	財務課 財務G
				・交付税措置の高い地方債の活用	実施	実施 ◎	過疎債や辺地債、緊防債をはじめ、交付税措置の高い地方債を最大限に活用した。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	財務課 財務G

※ZEB: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	令和4年度					年度計画				グループ	
					計画	結果	実績・効果	評価	削減額	収入額	R1	R2	R3		R4
(4)公営企業等の健全運営	20	病院事業の健全経営	将来にわたって持続可能な病院運営を行うため、美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランを推進します。	・美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランの推進	実施	実施 ◎	当改革プランに沿って、地域包括ケア病床やDPC対象病院化し、入院医療費の定額支払制度を導入したことで、患者の医療費単価が増加となった。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	国保病院 総務G
	21	水道事業の健全経営	安全で安心な水を提供するため、「水道事業基本計画」に基づいた取組を行うとともに、有収率向上に向けた不明水対策を行い、経営の健全化を図ります。	・老朽施設及び管路の更新	実施	実施 ◎	水道事業計画に基づき、日並浄水場遠隔監視用通信装置及び管路更新等を実施した。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・施設及び基幹管路の耐震化	実施	実施 ◎	水道事業計画に基づき、日並浄水場薬品沈殿池耐震補強工事及び基幹管路(送水管)の耐震化を実施した。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・量水器収納筐の設置推進	完了	実施 ◎	水道事業計画に基づき、量水器収納筐を設置した。(実績166個)平成24年度から実施し、令和4年度で完了。	A 達成 ／完了			実施	→	→	完了	上下水道課 営業G
	22	公共下水道及び個別排水事業の健全化	受益者負担の適正化の観点から、適正な下水道使用料の設定を行い負担構造の検討をするとともに、維持管理の効率化による経済基盤の強化を図ります。 また、汚水管渠への不明水侵入量を削減し、汚水処理経費の縮減を図ります。	・使用料の見直し	調査	実施 ◎	使用料の見直しを実施した。(社会情勢等を鑑み改定なし。最終改定年月日:令和元年10月1日(下水道使用料、個別排水処理施設使用料・分担金))	B 計画 どおり			実施	→	→	調査	上下水道課 営業G
				・老朽化した管渠の更正	実施	実施 ◎	平成29年度より社会資本総合交付金により更新事業を実施している。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	上下水道課 営業G
(5)組織力の活性化と職員力の向上	23	組織機構の見直し	限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。	・組織機構の見直し	-					検討	実施	完了		総務課 職員G	
	24	職員の人材育成に向けた人事評価制度の確立と能力向上	人材育成方針及び人事評価制度の見直し、並びに各種研修事業、派遣交流事業の充実を図ります。	・人材育成基本方針の見直し	-					完了				総務課 職員G	
				・人事評価制度の見直し	実施	実施 ◎	見直した評価制度は、2年の試行期間を経て令和4年度から本稼働した。事務処理の流れで新たな課題を発見し、令和5年度に向けて修正することができた。	B 計画 どおり			検討	実施	→	→	総務課 職員G
				・職員のニーズに合わせた各種研修事業の充実	実施	実施 ◎	職員からリクエストがあった「コーチング研修」について、令和3年度は管理職、令和4年度は主査職を対象に研修を実施した。	B 計画 どおり			実施	→	→	→	総務課 職員G
			・道との人事交流の実施	実施	実施 ◎	令和4年度～令和5年度の2年間、北海道との人事交流を実施している。(1名)	B 計画 どおり			検討	実施	→	→	総務課 職員G	

4 公有財産の適正管理

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	令和4年度					年度計画				グループ	
					計画	結果	実績・効果	評価	削減額	収入額	R1	R2	R3		R4
(1) 公共施設の適正管理	25	公共施設の適正配置等の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を行うとともに、公共施設の最適化を図ります。 また、用途廃止に伴う老朽化等のため使用されていない施設の管理を行うための計画を策定します。	・公共施設等の縮減目標達成に向けた調査、検討	実施	実施 ◎	地方公会計制度の運用及び適切な資産管理のため固定資産台帳を更新した。	B 計画どおり			実施	→	→	→	財務課 契約財産G
				・保育施設の最適化	検討	検討 △	町内の少子化の状況や保育施設利用者からのニーズを踏まえ、施設の在り方について引き続き検討いたします。	B 計画どおり			検討	→	→	→	社会福祉課 児童支援G
				・学校施設の最適化	検討	一部実施 ○	学校施設の老朽化状況の把握を行い、中長期的な更新・再生によるトータルコストの縮減等を図るため令和3年3月に「美幌町学校施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づく適正な管理を行った。 児童・生徒にとって最善な教育環境を第一に考え、学校施設の最適化を検討する。	B 計画どおり			検討	→	→	→	学校教育課 総務G
				・未活用公共施設管理計画の策定	-						完了				
(2) 公共施設の効率的な維持管理	26	水道事業基本計画の推進	水道事業基本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行うとともに、施設のコスト削減及び平準化を図ります。	・水道事業基本計画に基づいた老朽施設及び管路の更新等【再掲】	実施	実施 ◎	施設・設備の点検管理の実施と耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新を実施した。	B 計画どおり			実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・長寿命化計画に基づく施設の更新等（非常用発電機の更新）	-					実施	完了				上下水道課 施設G
				・長寿命化計画に基づく施設の更新等（受変電設備の更新）	実施	実施 ◎	社会資本総合交付金により令和2年度に実施設計を行い、令和3年度～4年度の2カ年事業で更新工事を実施。令和2年度に策定したストックマネジメント計画により事業を実施。	B 計画どおり			検討	実施	→	→	上下水道課 施設G
	27	下水道施設長寿命化の推進	下水道施設長寿命化計画に基づき、総合的かつ中・長期的な将来像を見据えた計画を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図るとともに、費用の平準化を目指します。	・長寿命化計画に基づく施設の更新等（管渠施設の更新）	実施	実施 ◎	計画に基づき、管渠更新工事を実施。	B 計画どおり			実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（東雲橋）	-					実施	→	完了			建設課 都市整備G
				・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（稲美橋）	完了	実施 ◎	補修工事（伸縮装置排水部補修、橋面防水、地覆・床版の断面修復・ひび割れ補修、高欄取替）を実施した。	A 達成／完了				実施	完了		建設課 都市整備G
	28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・修繕（ライフサイクルコスト。以下「LCC」。）を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（稲美旭橋）	実施	一部実施 ○	R5補修工事に向けた実施設計業務を実施した。	B 計画どおり						実施	建設課 都市整備G
				・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（みとみ公園遊具更新）	-						完了				建設課 都市整備G
29	公園施設長寿命化計画の推進	公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・修繕（ライフサイクルコスト。以下「LCC」。）を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化計画に基づく修繕等（みとみ公園遊具更新）	-						完了				建設課 都市整備G	
30	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化のための整備、維持管理を行います。また、併せて予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。	・長寿命化計画に基づく整備等	実施	実施 ◎	排水管の延命化を図るため、年次的に排水管洗浄を実施。 また、長寿命化計画に基づき、平成14年度契約の借上げ公営住宅の再契約及び南団地の共同階段に手摺を設置した。	B 計画どおり			実施	→	→	→	建設課 公営住宅G	

DX

Digital Transformation

美幌町の取り組み

総務部政策課

美幌町では「DX推進計画」を策定し、取り組みを始めています。

Digital Transformation

✔ **デジタル化のメリット**

顔認証を認識される場所を指定されずに情報を取り取りできるよ
作業を自動化・無人化
業務作業を自動で行えるように、作業効率の上昇でサービス向上へ。

情報を素早く伝達・処理
情報の検閲・処理が迅速に、素早く重要情報を届けられる。

紙内訳で環境保護
紙や印刷にかかるコストを削減すると同時に、環境保護にもつながる。

使ってみよう！ QRコード

美幌町の広報誌でも見かけるQRコード。カメラで読み取るだけで情報を得ることができます。この特集の中にもたくさんご用意していますので、使ってみてください。

QRコードの使い方
スマートフォンのカメラアプリを起動して、QRコードにかざす

美幌町の暮らしもデジタル化が進んでいます

電子申請
マイナンバーカードを提示して
いつでも、どこからでもスマホやパソコンを利用して申請ができるサービスです。

スマホ決済
スマホ決済アプリを利用することで、店舗や金融機関へ行く前に税金などの納付ができます。

施設予約 10月まで回線運用中
町内対象施設の予約をインターネット上で行えるサービスです。空き情報の確認にも使えます。

こみ分アプリ
分別をどこでも確認できるほか、決まった回収日の場合にすぐお知らせを受け取れます。

05 0111

特集

DX

Digital Transformation

で広がる
選択肢

美幌町では、デジタル化の推進を加速させるため、DX推進計画を策定し、取り組みを始めています。この特集では、美幌町のDX推進計画の概要や、具体的な取り組みについてご紹介します。

美幌町では、デジタル化の推進を加速させるため、DX推進計画を策定し、取り組みを始めています。この特集では、美幌町のDX推進計画の概要や、具体的な取り組みについてご紹介します。

<計画>

- 令和3年11月に策定
- 自治体システムの更新や行政手続きのオンライン化など大きく8項目
- 令和8年3月までの計画

<組織>

- 総務部政策課に「デジタル推進主幹」と担当職1名を配置

10月号広報に特集記事も組まれました

デジタルの活用例 (1)

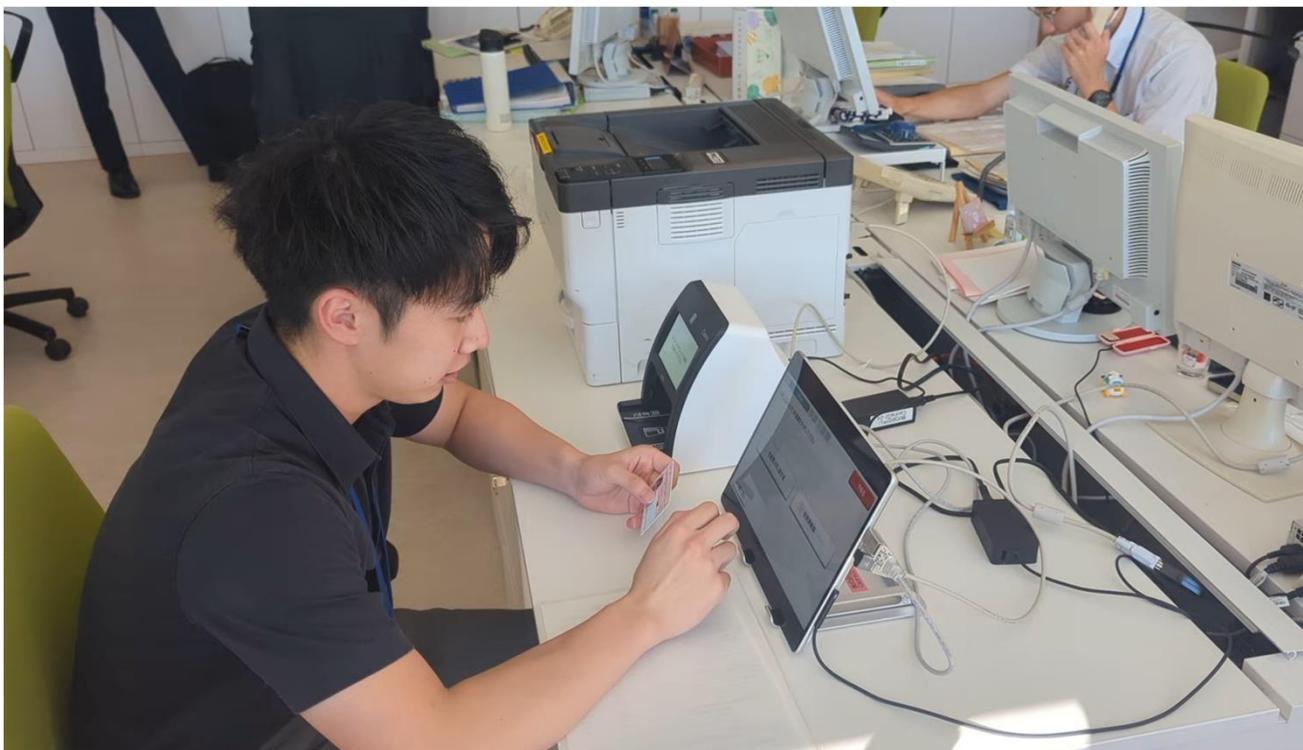
The screenshot displays the NEC Software Robot Solution interface. The main window shows a scenario editor with a table of steps:

コマンド	ターゲット画像	入力内容	リトライ
関数登録		//日計表フォルダを宛数登録 宛数: @日計表Excelフォルダ //日計表フォルダ内のExcelファイルを取得	
ファイル繰り返し開始		//日計表フォルダ内のExcelファイルを取得 繰り返し対象のフォルダ: @日計表Excelフォルダ ファイルの最終ファイル名	
他のタブへ移る GoTo		タブ名 (固定): 01_日計表編集	
他のタブへ移る GoTo		タブ名 (固定): 02_財務会計ログイン	
繰り返し開始 WhileEval >>		//等 出番等の行に値が入っていれば繰り返す	
他のタブへ移る GoTo		タブ名 (固定): 03_日計表データコピー	

On the right side, the 'コマンドオプション' (Command Options) panel is visible, showing settings for the '関数登録' (Function Registration) step, including the variable name '@日計表Excelフォルダ' and the file path 'C:\Users\bihoror001\Desktop\1_収入データ日計表'.

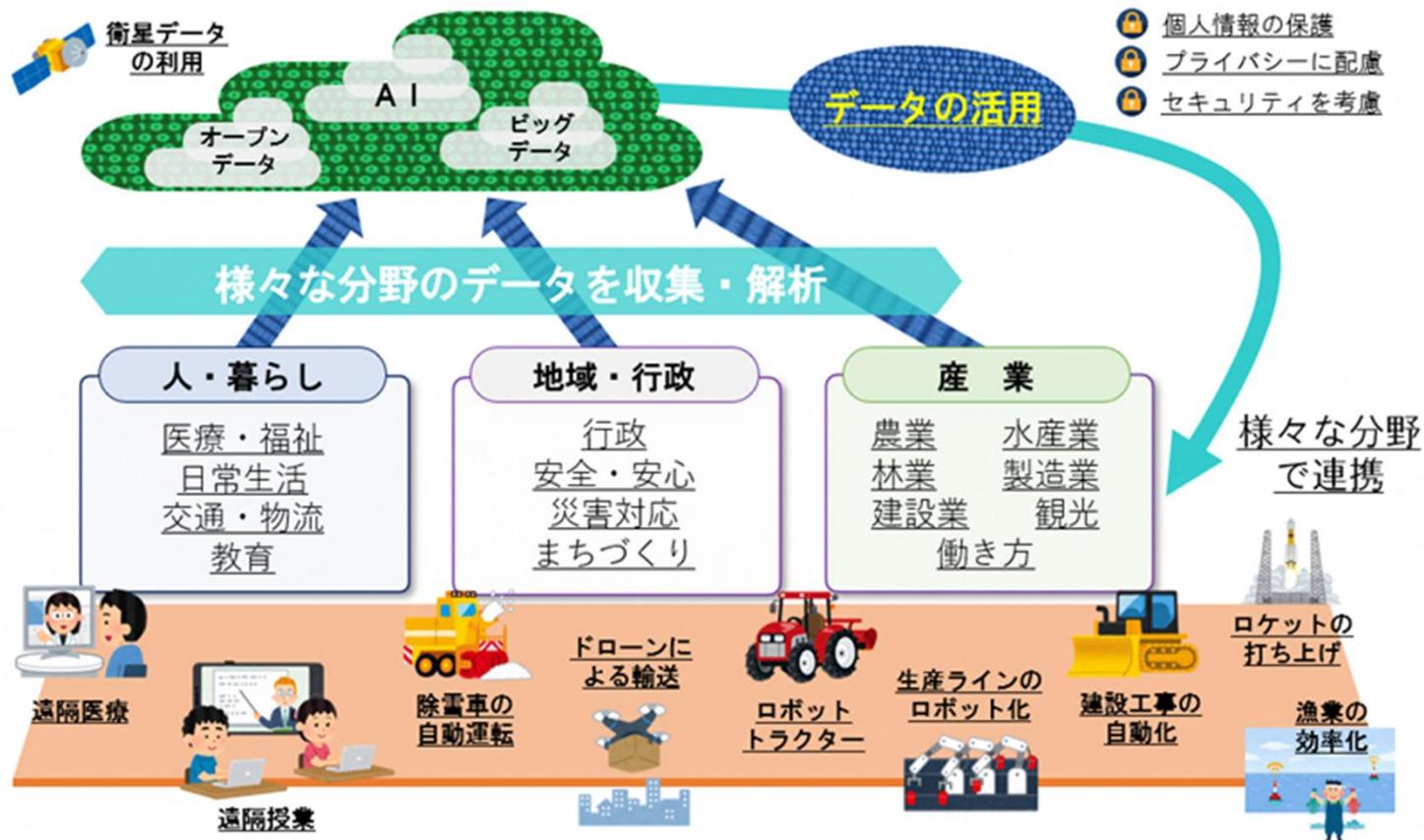
At the bottom of the interface, a text box reads: **出納審査室で作成したRPAシナリオを紹介します。**

デジタルの活用例（2）



今後の可能性

概ね10年後の北海道の未来社会「北海道Society5.0」の姿

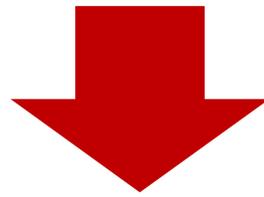




美幌町ふるさと納税
BIHORO FURUSATO NOUZEI

ふるさと納税について

○生まれ育ったふるさとや応援したい町へ寄附ができる制度



返礼品

税の軽減

ふるさと納税について

○生まれ育った故郷や応援したい町へ寄附ができる制度



○税収の確保

→人口減少によって税収が減少していく中で、
外から財源を集められる

○美幌町（特産品）の魅力発信

→町の認知拡大や返礼品事業者の販路拡大につながる

返礼品



返礼品ランキング

～令和3年度～

順位	返礼品名	件数	金額 (千円)
1	玉ねぎMサイズ10kg	1,835	11,010
2	玉ねぎMサイズ20kg	1,467	11,736
3	玉ねぎLサイズ10kg	1,369	9,583
4	ミエルコーン 1 1本	741	6,669
5	じゃがいも・玉ねぎセット7kg	740	5,180
6	サッシーMサイズ10kg	559	3,913
7	北海道ブランド牛赤身1kg	554	5,540
8	グリーンアスパラ（春芽）2L 1kg	479	5,748
9	男爵Mサイズ10kg	448	3,136
10	グリーンアスパラ（春芽）3L 1kg	418	5,434

～令和4年度～

順位	返礼品名	件数	金額 (千円)
1	北海道ブランド牛赤身1kg	17,566	175,660
2	玉ねぎLサイズ20kg	7,981	71,829
3	じゃがいも・玉ねぎセット7kg	1,765	12,355
4	鱒いくら特製醤油漬300g	1,519	12,152
5	グリーンアスパラ（春芽）2L 1kg	1,472	17,664
6	ミエルコーン 1 1本	1,096	9,864
7	サッシーMサイズ10kg	842	5,894
8	玉ねぎMサイズ20kg	524	4,192
9	インカのめざめ5kg	496	4,960
10	ハウスアスパラ（夏芽）2L 1kg	384	4,224

使い道



経済の活性化



教育の充実支援

福祉の充実支援



まちづくり



寄附額推移



寄附額順位 (令和4年度)

～全国順位～

順位	自治体名	金額 (千円)
1	宮崎県都城市	19,592,615
2	北海道紋別市	19,432,906
3	北海道根室市	17,612,782
4	北海道白糠町	14,833,646
5	大阪府泉佐野市	13,771,905
6	佐賀県上峰町	10,873,990
7	京都府京都市	9,507,775
8	福岡県飯塚市	9,085,607
9	山梨県富士吉田市	8,806,033
10	福井県敦賀市	8,748,810

531	北海道美幌町	408,249
------------	---------------	----------------

(1,788位中)

～道内順位～

順位	自治体名	金額 (千円)
1	北海道紋別市	19,432,906
2	北海道根室市	17,612,782
3	北海道白糠町	14,833,646
4	北海道別海町	6,943,401
5	北海道千歳市	4,762,170
6	北海道弟子屈町	4,564,557
7	北海道当別町	2,949,620
8	北海道北見市	2,646,260
9	北海道恵庭市	2,493,781
10	北海道旭川市	2,243,682

59	北海道美幌町	408,249
-----------	---------------	----------------

(180位中)

～管内順位～

順位	自治体名	金額 (千円)
1	北海道紋別市	19,432,906
2	北海道北見市	2,646,260
3	北海道網走市	2,179,665
4	北海道興部町	694,190
5	北海道雄武町	505,987
6	北海道美幌町	408,249
7	北海道佐呂間町	206,441
8	北海道斜里町	178,818
9	北海道大空町	144,618
10	北海道湧別町	107,897
11	北海道津別町	85,539
12	北海道遠軽町	82,798

(18位中)

○ふるさと納税サイトの運用



さとふる

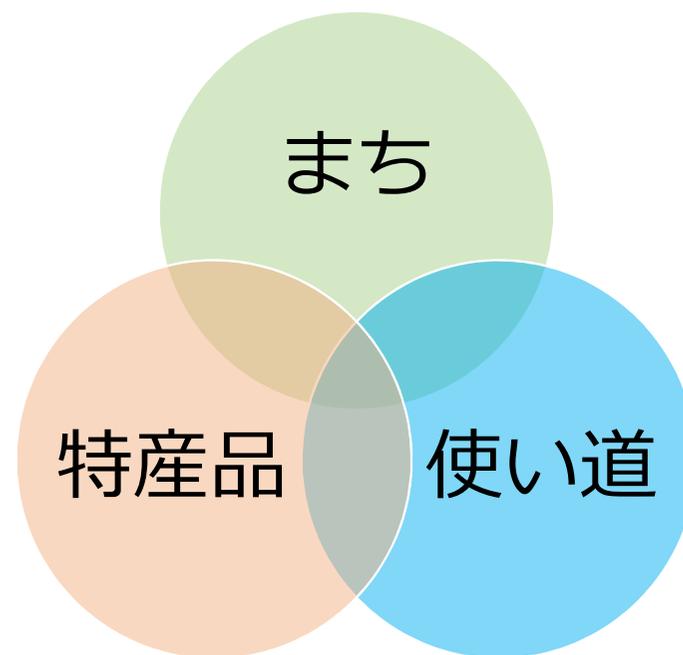


楽天ふるさと納税



三越伊勢丹
ふるさと納税

○特設サイトの作成・運用



○広告掲載

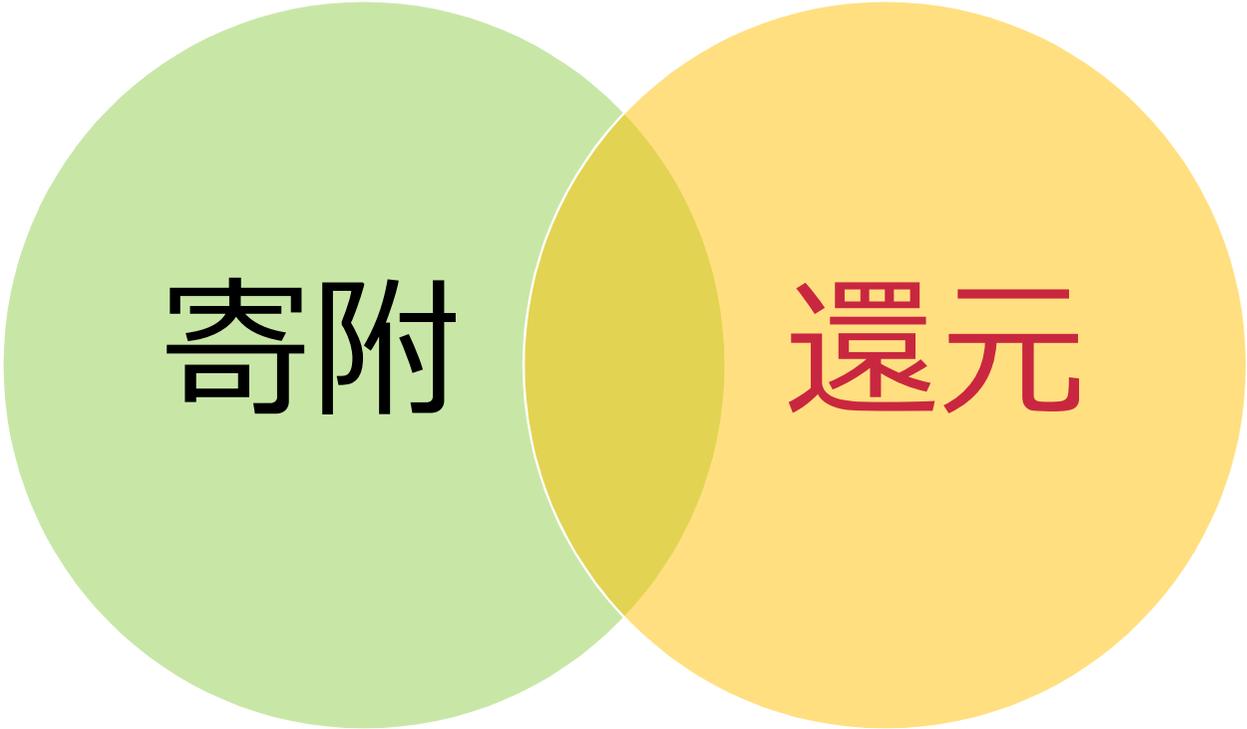
- 楽天
- Google
- 京成電鉄
- じゃらん
- ふるさと納税サイト内特集



増収に向けた今後の取り組み

- 新たな返礼品の発掘
- ふるさと納税サイトの追加
- 露出の強化（SNS発信など）

増収に向けた今後の取り組み





美幌町ふるさと納税

BIHORO FURUSATO NOUZEI